

令和2年第6回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和2年6月30日（火） 午後1時15分 開会

場 所 市役所 新館 317・318会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	綾 康典
教育委員	青地 弘子	教育委員	沖田 行司
教育委員	篠原 玲子	教育部長	大辻 利幸
こども未来部長	三上 俊昭	次長	沢田 美亮
管理監(学校教育担当)	三輪 光彦	管理監(幼児担当)	坂田 ますみ
教育総務課長	中西 美智代	教育施設課長	西堀 泰司
生涯学習課長	小杉 一子	教育研究所長	國領 順子
学校給食センター所長	河合 菊男	八日市図書館長	松野 勝治
幼児課長	河村 治俊	こども政策課長	澤 久仁夫
学校教育課参事	谷村 昌則	事務局(教育総務課長補佐)	中野 里栄子

以上20名

開会

教育長

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、令和2年第6回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

冒頭、私のところだけこのようなもの（アクリル板）があります。これを各学校の普通教室に設置しようと、今、徐々に配り始めています。梅雨明けまでには、各学校に届けられると思っています。

教員がずっとマスクをしたまま話し続けることはかなりの負担となりますので、十分な高さがあると思いますし、これを教卓の上に置きたいと思っています。幅もこれだけありますし、できるだけ近くにいて、マスクを外す時間を取れたらいいなと思っています。

そうしないと、1時間、教員が話し続けるというのは大変な負担になります。ただ、子どもたちの周りを歩く際にはマスクを付けて、教卓の前で話す時間には外せるというそんな時間を取りたいという考えから、全ての普通教室に設置したいと思っていますので、紹介をさせていただきました。

最初に会議録の承認についてですが、第5回定例会の議事録についてはあらかじめ事務局から配付され、確認していただいていると思います。会議録の内容に御異議はございませんか。はい。篠原委員

篠原委員

若干、発言者と発言内容がずれてるところがありましたので訂正してください。

教育長

はい、ありがとうございます。それは訂正し直した上で後ほど署名をいただきたいと思い

教育長

ます。それでは、第5回の定例会の議事録は訂正が一部ございますが、御承認いただくというところでよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

それでは後ほど、青地委員と沖田委員に署名をお願いしたいと思っております。

なお、今回の第6回の定例会の会議録署名委員は沖田委員と篠原委員を指名させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは次第に従いまして、「1 報告」に移らせていただきます。

まず私から、教育長報告をします。

新型コロナウイルス感染症への対応で休校をしておりました市内の小・中学校は6月1日に再開をし、教育委員の皆様にも、6月1日に最寄りの学校で登校する子どもたちの見守りを行っていただいたところでございます。本当にありがとうございました。

子どもたちの様子を心配しておりましたが、ちょっと元気がない様子が伺えないことはないのですが、比較的元気に登校してくれたかなと感じたところです。

総じて落ちついた形での再スタートができたものと認識しておりまして、6月8日には、学校給食も再開をし、通常の時間割りで、学校運営を行えているというようなことでございます。

感染防止の観点から積極的に進めております主体的対話的で深い学びといったペアであったり、グループであったりの討議形式での新しい授業スタイルから、従前の前を向いて講義形式の授業に戻るといった形にはなりましたが、子どもたちの学びに向かう姿勢としては、講義形式の方が、何かこうしっかりと前向きで聞いているなという声を聞いておりまして、そうした中で子どもたちの学びはスタートしたと捉えております。

休みがちだった子どもたちも、今回一斉に再開ということでしたので、一部登校できるようになったという声も聞いております。再開からひと月が過ぎまして、子どもたちには、これから様々な変化が表れてくる可能性もございます。

通常の場合でしたら丁度今が、ゴールデンウィークに差し掛かる時期で、色んな支障が出てくるタイミングでもありますので、そういったことにも心配りをしながら、しっかりと寄り添う形で子どもの学びに向かう姿勢を築いていきたいと考えているところです。

今回、新型コロナウイルス感染症の関係で、学力向上についての取組が少しおろそかになるかなというようなおそれも心配しつつ感じているところで、従来の講義形式の授業の形に戻っておりますので、これを逆に利点とし、基礎基本をしっかりと習得するように、その部分に力を入れるよう指示をしております。

今年度、実施されなかった学力学習状況調査についても、近々、今年度分の問題集を配布させていただくということですので、それぞれの学校でしっかりと取り組んで現在の6年生あるいは中学3年生の到達度合いの指標として活用するような指示もさせていただいているところです。

学校再開に当たりましては、新型コロナウイルス感染症を心配して登校を控える家庭が多く出るのではないかなと心配しておりましたところ、再開当初2世帯、5人の児童生徒について、そのようなことが見受けられましたが、第3週の6月15日以降は、そのようなこともなくなりまして、全員が元気に登校してくれているというようなことです。

新型コロナウイルス感染症関連しましては、消毒などで多くの労力が必要になってまいります。校内の消毒への対応としましては、労務員の勤務時間の延長をしようと思っております。今、勤務時間標準で6時間となっておりますが、それを延長し、消毒の時間に充てていただこうと思っておりますし、子どもたちの心のケアに対しては各種支援員の雇用を拡大したり、あるいはGIGAスクール構想では、GIGAスクールサポーターなどの雇用も一部、行っていきたいと考えているところです。

修学旅行等につきましては、今、お手元にお配りした通知を参考にさせていただきたいのですが、基本的には視察先や移動手段、宿泊先の感染症対策を十分に行った上で実施したいと思っております。ただし、感染の広がりが見られる都市部などの施設等については避けて、他の旅行者との混在が懸念される新幹線の場合は、途中の駅から途中の駅までの利用になりますので、そこまで乗ってきている方とか、あるいは新幹線車内中も、結構、移動がありますので、そのような混在の懸念されることもありますことから、新幹線の利用は控えるようにとの考え方を持っております。今のところの情報としまして、中学校の多くは1泊のバス旅行に変えております。一校だけは飛行機を使い、沖縄へ行くと聞いております。

あと、小学校についても1泊のバス利用というようなことで、小学校の場合は多くが奈良、京都ぐらいのコースが考えられている状況です。

部活については、7月から土日いずれかの活動や対外試合を含めて認めるように考えており、中体連の夏の大会が全て中止になっておりますが、それに代わるものとして、市内で交流大会を7月23日、24日に開催することとしました。3年生にとっての活動成果を発表できる場として、開催することとしたもので、中体連のブロックが同じ竜王中学と日野中学も参加してくれると聞いておりますし、チーム数が少ない場合は、他の市町との交流戦も計画いただいているというようなことです。

運動会については、中止としておりますが、学年別の取組で保護者の方にも御覧いただくことができないか、あるいは文化祭、音楽祭についても、ICTを活用して何らかの発表ができないかと、それぞれ各校において様々な工夫を模索しているところです。また、今後各校において各種行事を行うに当たりましては、それぞれの体育館には密にならない形で何人ぐらいの収容が可能かというようなことを把握しておくように指示をしております。その人数に応じて、それぞれの取組や実施方法を検討したいと考えておまして、小規模の学校であれば、通常どおり、卒業式、入学式も行えるのではないかとということも、考えていきたいということで、大規模の学校と小規模の学校の形式が異なるということが、今後は出てくるということをお承知おきいただきたいと思いますと思っております。

夏場を迎えての熱中症対策ですが、基本的に子どもたちや先生はマスクを着用して授業を行うこととなります。このことを念頭に置いて、エアコンの利用については適切な温度設定とすること、あるいは換気には心掛けることを注意しています。

また、授業中でも、水分補給やマスクを外す時間を設ける工夫をしてほしいと伝えております。アクリル板を設置して、教員もこの前では外せるというような形で、子どもたちは、一斉に今の時間にマスクを外してちょっと深呼吸しながら水分補給しようとかそのような時間を取るように伝えていきます。

登下校については、日傘や雨傘を推奨して、日傘をさしているとき、また、一定の距離を置いているときはマスクは外せるということも指導しております。ただ、最近の国内での感染者の確認状況については少し心配をしておまして、やはりしっかりとした感染予防対策

を実施しながら、教育活動を継続していけるように取り組んでいきたいというようなことでございます。

5月、6月で人事主事訪問、また、校長面談を行ってまいりました。今回の人事主事訪問では、学校が休校中ということもあり、学校訪問は見送りまして聞き取りだけとさせていただきました。そんな中で感じましたことは、今年度を迎えるに当たっての人事異動では各校が抱えていました様々な課題の多くに対応できたというようなことを校長からも、話として聞けましたし、そういう中で学校運営にしっかりと取り組んでいきたいという声がたくさん寄せられたということです。課題として感じましたのは、本市でも特別支援学級の児童生徒の増加ということがあり、多くの学級の増設をしてもらっております。また、通常学級に通う児童生徒においても、個別の指導計画を立てている児童数生徒数はかなりの多さになってきております。特別支援学級の増設は認められたものの、一年目は臨時講師での対応となっており、臨時講師の増加に繋がっていること、あるいは特別支援学級の担任を任せられる教員を育成していかないと、この多さに中々対応し切れないということが課題として考えられます。また、併せて、産育休に伴う臨時講師も多くなっており、特に、小規模の学校においては、臨時講師の多さが担任全体に占める割合がかなり高くなるということも見受けられます。ただ、去年に比べたら随分収まってきており、これは県の配慮があったものと思っております。そのようなことが課題であると捉えています。

もう1点は、病気の教職員の割合が少し高いように感じました。メンタルということだけではなくののですが、様々な病気に伴い、統計をとっておるわけではないので、実質的な数値は詳しくは把握していないのですが、お話を聞いてる中においてそのような感じを受けたところです。日々の忙しさの中で、最初に病院に行くタイミングが遅くなっているのではないかと少し心配しております。働き方改革の中で体調が気になったら、気兼ねなく病院に向かうことができる職場づくり、このようなことも心掛けていきたいと感じています。

6月議会の質疑については、お手元に概要について質疑の答弁資料をお配りをしていますので、御覧をいただきたいと思っております。特に、今回の質問の中では休校中の家庭学習のあり方や今後の対応、GIGAスクール構想についての質問が多く寄せられたと感じています。

今回の休校に伴う家庭学習やネット環境下での学習については前にも申し上げたと思っておりますが、学習に向かう姿勢や生活リズムの維持、このようなことを目的として課題を与えたということとして、実質的な学習については再開後の授業でしっかりと指導していきたいと答弁をさせていただいております。

また、GIGAスクール構想を前倒しして、1人1台のタブレットの購入、あるいは小学校内のWi-Fi環境の整備を急いで、第2波、第3波での休校措置に備えたいということでございますし、各家庭の家庭内でのWi-Fi環境の整備も家庭の方には求めていきたいなと思っております。

また、経済的な支援を必要とする家庭については、その支援策を検討してまいりたいと考えておりますとの答弁をさせていただいたところです。なお、再開後、調査をしました家庭でのWi-Fi環境については87%の家庭で環境が整っており、4%が整っていない、9%が未回答でした。9%の未回答の内容は、中々、言葉が通じにくい外国籍の方もおられますし、日本の方でも、Wi-Fiとかインターネット環境の言葉がわかりにくい方かなと捉えております。これについては、丁寧な対応をしてまいりたいと思っております。

新年度に入りまして、草津市では元校長が、部下の女性講師に対するわいせつ行為で逮捕

## 教育長

され、これは後に不起訴ということになりました。

また、近江八幡では、窃盗疑惑の新聞報道もございました。このようなことも起こっておりますので、市内におけます不祥事防止についても、しっかりと注意喚起をしてみたいと考えているところです。

最後に、お手元にお配りをしました子どもと教科書市民保護者の会から、「中学校教科書採択に関する請願書」が、届いておりましたので、別紙のとおり回答をさせていただきました。御承知おきをいただきたいと思います。以上、私からの報告とさせていただきます。

それでは、教育部長、お願いいたします。

## 教育部長

皆さん、こんにちは。お疲れさまです。

それでは私からは、まず、6月議会での一般質問の内、部長答弁としてお答えした内容について報告をします。

まず、西澤由男議員からは、長期休校を経験した子どもたちに有意義な時間の使い方を指導してはとの質問がありまして、今回の長期休校では自宅での時間を有効に活用できなかった子どもたちも少なくなかったと考えているものの、家で過ごす時間が増えたことにより、いつも以上に家族と触れ合うことができ、家族との繋がりや家の中での自分の役割などについて、改めて考える機会になるというメリットもあったということ、それと、今後、長期休校を振り返る時間を設けて、時間を有意義に使うことの大切さを指導していきたいと答弁しております。

また、櫻議員からは、同じくコロナの関連で出席停止の基準と児童生徒の学習機会の確保についての質問があり、出席停止基準については、国のガイドラインに基づいて児童生徒が濃厚接触者とならない限り出席を認めていること。また、基礎疾患等のある児童生徒については主治医等の見解を保護者に確認した上で、学校長が判断すると答えております。

学習機会の確保で遠隔授業の考え方についての質問がありまして、現在、国の補正予算を活用し、全児童生徒にタブレット端末を配備する予定をしていることと、遠隔授業には、各家庭でのインターネット環境の整備や通信費の負担等の課題があるため、現在、検討中であると答弁をしております。

また、学校現場の意見を対策に反映しているのかという質問がありまして、学校現場からは様々な要望や意見が出されており、今できることから取り組んでいると答えております。さらに、教職員の増員や応援の予定はとの質問があり、現在、校内の清掃や消毒作業等は教職員や労務員、支援員が分担しながら行っており、今後は、教職員等の負担軽減のために必要に応じて支援員の増員をすると答弁しています。一般質問の内容は以上のようなことでした。

次に、6月17日に開催されました福祉教育こども常任委員会では教育委員会から提出いたしました補正予算2件について、審議をされました。

6月25日の議会閉会日に2件の補正予算について可決されましたので、これを順次執行しているところです。補正予算の内容につきましては、この後、沢田次長から概要を説明をさせていただきます。

また、先日、成立いたしました国の2次補正に対応いたしまして、市におきましても、第3段の対策予算を現在、編成中です。この補正予算では、学校からの人的、物的な要望や、修学旅行を含みます学校行事での感染予防対策などを盛り込みたいと思っております。

教育部長

最後に、実施するか否かを検討しておりました市民大学ですが、感染第2波の可能性のある中、申込みの時期も迫っておりましたので、今年度の開催は見送りとして、中止の決定をさせていただいたところです。私からの報告は以上でございます。

教育長

続きまして、こども未来部長からお願いいたします。

こども未来部長

皆さんこんにちは。こども未来部の三上です。よろしくお願いいたします。

幼稚園の方も休園や保育施設の登園自粛を6月1日から解除いたしまして、通常保育を再開いたしました。1号認定の3歳児は入園式以来、初めてということで、お母さんから離れたくなかったりとか園内でぐずったりする子が多いのではというような危惧をしておりましたが、同じ年齢の3歳児の2号認定の児童が既に園に来ておりますので、そうしたことから、思っていたよりもスムーズな開園となったということを各園長から聞いております。

また、2箇月間の休園によって子どもたち同士、また、保育士や保育者と保護者、子どもとの仲間づくりとか信頼関係づくりというのが2箇月間の休園によって時間が取れなかったということで、こうした状態で夏季休業、7月20日ぐらいから8月いっぱいまで取ってしまうとすると、2学期当初における教育保育がスムーズに開始できないのではないかと懸念されましたので、夏季休業を小学校と同じ期間、短縮をさせていただくということで、8月1日から8月17日までを夏季休業期間といたしました。

また、この6月議会におきまして、コロナ第2弾の追加補正では子育て家庭の経済的負担の軽減をするために、給食費を3箇月間、無料とする補正予算を可決いただきました。これにつきましては民間保育所等を含んでおります。民間保育所等や学童保育所におきましては、休園や休校が要請される中でも、登園自粛という形で保護者の就労支援をして、また、社会経済にも貢献いただいたということもありましたので、運営主体に感染症対応支援という形で、各事業所に補助金的な形で支援をさせていただいたところです。

全体的に第2弾の補正予算につきましては、保育、教育環境への感染対策に重点的に予算を配分いただいたと思っております。また、子育て家庭やひとり親家庭等の支援もさせていただいているところです。

次に6月議会の一般質問につきましては、幼児教育について、井上議員から幼児教育の質の確保のため、安心感や夢中度などのなどで評価する取組状況と保育士サポーターの資格取得支援状況についての質問がありました。教育の質の確保につきましては、少しでも早く園生活に慣れて安心して過ごせるように取り組んでいることと、保育士サポーターの重要性を考慮して、より一層、支援をしていきたいというように回答しております。

議会の報告は以上となりますが、今後におきましても、予想されます新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に向けた準備をするとともに、新しい生活様式を盛り込んだ幼児教育を進めていくためには、長期的な視野に立って政府の予算、補正予算等を注視しながら対応していきたいと思っております。特に、当面、大きな行事であります運動会やバス遠足については、園児や保護者が大変楽しみにしていただいております。園としては中々大変だということがありますが、安易に中止というような決定をするのではなく、どうすればできるか、前向きな考え方で十分検討していきたいと思っております。以上でございます。

教育長

はい、ありがとうございます。ただいま、報告がございました事項について、何か御質問、

教育長

御意見等ありましたらお出しいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

綾教育長職務  
代理者

一昨日ですか、厚労省から「マスクを外しましょう」というチラシ等を出されたようです。例えば、学校でもある程度の距離を取れば、マスクを外してください、もちろん熱中症対応ということで、先ほど資料見させてもらおうと、傘を利用したらマスクは要らないとかいうことを提唱していただいているのですが、市の教育委員会としては、どっちを重きに置くかっていう話になるかもしれないのですが、熱中症等の感染予防ということでマスクを外してくださいということを全面的に押し出していく予定はあるのでしょうか。

教育長

お手元にお配りしております「熱中症対策等について」という資料のマスクの件で上げている通りというか、基本的には学校長宛ての文書ですので、学校長がこれを受けて、それぞれの学校でどういう形で保護者に届けているかは多少、温度差が出てくるかと思いますが、基本的な考え方としては、授業中はマスクをすることが基本になっております。先ほど言いましたように時間中であっても、アクリル板を設置することにより、時々、マスクを外して、水分を補給したり、深呼吸をしたりというような時間を設けるようにということと、教員については子どもの前で話す場合はマスクを外して話すということをございます。

登下校については、一定の距離が保てるのならという言い方ができるのですが、現実的には非常に難しい話であり、子どもたちはやっぱり一緒に帰ったり、話しもしますので、その部分だけできたら外していいですよという言い方は難しいので、一つのアイテムとして傘を持たせ、傘を開けておれば一定の距離が保てるという言い方で、外してもいいですよという言い方をしたほうがいい、とにかく外せるすべを何らかの形で子どもたちにも与えていきたいという思いの中でこのような通知を学校長にさせていただいたということです。

綾教育長職務  
代理者

それはあくまでも学校の裁量といたしますか、校長の裁量という判断でよろしいのでしょうか。

管理監（学校  
教育担当）

学校教育課の三輪でございます。

校長の判断というか、校長会議の中でも柔軟に対応してほしいと伝えてあります。特に、熱中症が非常に危ないので、本当に外すのであれば外していいと、もちろん体育の授業につきましても全員外しておりますし、授業中でも、例えば、何もしゃべらない聞く時間であれば、教育長もおっしゃってましたが外して聞くとか、また、着けようみたいな、水分は授業中であっても自由に飲んでよいということで、水分補給タイムを設けるなどしてできるだけ熱中症にかからない対策を取ってほしいということは何度も申し上げておりますので、それを受けて各校の校長が指示をしてくると思います。聞いていますと、子どもたちの方が律儀に守っているというか、していないといけないみたいな、外したときに、「なんで外してんねん」とか、そのようなことを言わないように、人権の指導もしています。しかし、中々、積極的に外せないことがあると、複数の校長先生から聞いています。熱中症になるよりマスクを外そうということは、機会あるごとに言っております。

綾教育長職務  
代理者

実は、昨日、蒲生北小学校でまち探検があり、地域を子どもたちと一緒に歩きました。そうしましたら、例年ですと暴れるというか、好き勝手に動いていましたが、すごく賢くしゃ

綾教育長職務  
代理者

べらず歩いていましたので、かなりそういう意味で小学3年生なんて危機を感じているのか脅迫めいたものなのか、その辺はよくわかりませんが、だからそういったところで、例えば、出発前に先生が傘を持っている人がいたら、「傘をさして行っていいよ」という話をして、そうですね2割ぐらいの子どもしか傘をさして歩かない状況でした。だから「全員、持ちましょう」と言う方がよいのか、「傘をさしたい人はさしてくださいよ」と言う方がよいのかすごくその場でも、ちょっと悩んだのですが、どちらが適切なのかと思ひまして。だからあんまり強要するようでもちょっと困るかなと思ひますし、質問をさせていただきました。

教育長

このような声が保護者にまで伝わるとよいかなとは思ひております。そうでないと子どもたちは結構まじめに守っています。おそらく、今日とか雨が降った日でもマスクしながら傘をさしていますので、保護者の方にまでこのような指針を伝えられるように、校長会でも話をしていきたいと思ひます。

はい。他にございますでしょうか。

青地委員

今の質問に付け加えるのですが、実は、この文書の中にもありました日傘という言葉なのですが、従来の学校の登下校では、基本的には子どもたちは雨傘を持って日傘を持って歩かなかつたというのが今までではないかなと思ひます。そのあたり、日傘っていう感覚が親も含めてなんです、どのように考えてるかなあ、捉えているかなあということ、これは既に出た文書だと思ひますので、それぞれ学校の反応あるだろうと思ひますが、実際にそれを受けた子どもたちが、この間も大分暑い日がありましたが見ているとかわいそうなくらいに、ちゃんとマスクをまじめにしながら、暑い中を汗だくで歩いているんですけれども、日傘を持っている子どもはその時は誰もいませんでした。このあたりどこまでその学校、あるいは子どもたち、家庭に伝わっていくのかなということが一つ、これからの課題やなということをおもっています。

もう一つはやはり先ほどから水分補給の話が出ていましたが、以前からもちょっと話が出ていた子どもたちが持ってくるペットボトルですが、いわゆる水筒の大きさは個々それぞれ大きさがあつますが、そんなに大きいものを持ってこれないと思ひます。だから、当然、飲めば飲むほど、足らなくなつていこうと、これから特に夏場に。そうした時に、どうこれから学校サイドでその水分の不足分を子どもたちに提供できるのかなということをおもっているのか疑問に思っているのか、考えているところです。そのような手だてとか工夫とか、今、それぞれ学校で考えておられるんでしょうかということもお伺ひしたいと思ひます。

管理監（学校  
教育担当）

日傘につきましては、日傘でなくても雨傘でも構わないと言ひています。太陽を避けられて、熱中症対策にもなるし、ソーシャルディスタンスも取れます。日傘がなければ、私は黄色い傘でもいいのかなというふうには思ひております。購入してまではよいと思ひます。私は毎朝、小学校のそばから来ていますが、結構、黄色の傘をさして登校している子を見かけます。

水筒につきましては、やはりたくさん持ってきてもらうということしか、仕方がないと思ひます。学校の水を提供するのはかなり問題点があります。中身については、別にお茶でな

管理監（学校  
教育担当）

くても、いわゆるスポーツドリンクでも、何でも良いということは各学校に伝えていきます。また、水筒を2つぐらい持ってくるとか。小学校1年生だと重たいのかもしれないですが、中学校でしたら3リットルぐらいのを水筒を持ってきて、それで何とかしのいでいるという状況だと思います。学校にウォータークーラーをつけたらよいのかというのも、それも色々な問題もありますので、一つ付けたら、密集してしまうおそれがあったりするので、中々解決にはならないとは考えておりますので、水筒を何本も持ってくるということです。

教育長

ずっと議論をしております。ずっと議論しているのですが正直なところ、中々、解決策と  
いいますか、打開策が、水に関しては、見受けられないなっていうのが正直なところ  
です。今、苦しい答弁をさせてもらいましたけれども、そのような状況ですが、継続して  
ちょっと様子見ながら、検討していきたいなと思っております。

日傘は、子ども用は今、品切れらしいです。やっぱり熱中症対策にも十分効果があり  
ますし、マスクを外せるというメリットはありますので、もうちょっと発信をしてい  
きたいなと思っております。

篠原委員

先ほどの議会の答弁のところの6ページ、櫻委員の質問に対する答弁ですが、柔軟に教育  
課程を見直したい等の意見があり、それを反映する形で進めていますという学校の方  
からの意見があったみたいにかかれてます。

具体的に、やっぱり遅れを取り戻そうとする先生たちにどの程度、具体的な対策とい  
うか、今年度の教育課程の進め方とかが示されているのかなあと思っておりますが、質  
問がわかりにくいでしょうか。

遅れぎみなところを時間数としては多分、計算上は取れるとは思いますが、それを、  
やはり今、毎年の流れからいうと先生たちはちょっと焦るのではないかなと思  
います。そういう意見が出てるっていうことで柔軟に教育課程を見直すとい  
うことなのかと理解をしました。

管理監（学校  
教育担当）

色んな考え方があると思いますが、卒業年度の小学校6年生と中学校3年生については卒  
業しますので、必ず終えなければなりません。その学年につきましては、軽重を付けるとい  
うとちょっと言葉は適切ではないのですが、5時間でやるところを4時間ですとか、その  
一部は宿題とかに回してやるとか。例えば、漢字のドリルでしたら家でやってきて、いつも  
なら授業でやるところを家での宿題にしたり、そのような形で新しい教育課程を編成して実  
施します。この2箇月の休業期間中にそれぞれの学校で計算されて、十分話し合  
われているので、先生が焦って授業がいい加減になるということはないのではないかと考  
えております。

もう一つは、1年生とか2年生、卒業年度でない子どもたちは、次年度に回せるものは、  
次年度に回してもよいと文科省からも指示が出ておりますので、そのあたりは柔軟にでき  
るかなと考えております。先生方が「授業時間が取れない」と焦ってるということ  
はなく、ほとんどの学校で余剰の時間とか、行事等がかなり減らしている部分や夏休  
み冬休みの短縮した部分があるので、ほぼ、教育課程は例年どおりいけると見込んで  
おります。

篠原委員

ちらほらですけど、やっぱり進むのが早くてわからないっていう声を聞きます。保護者の

篠原委員

方もかなり焦りがあって、家で宿題をさせないといけないとか、わかっていないことを「先生に聞いておいで」って言ってもやっぱり子どもも聞けなくて、親がどうしようって思っていることがあるのかなあと思いました。学校の方では先生は余裕を持っておられても、やっぱり全体的にちょっと焦りも見えるのかなと思っていて、できればほんとに全体的に皆さんがちょっとゆとりを持ってできるっていう目安というか、余裕が見えるようになればいいかなと思いましたので、すみませんがよろしくお願いします。

教育長

はい、ありがとうございます。他、ございませんでしょうか。

それでは、続きまして、2の議案の方に移らせていただきます。

議案第19号東近江市立学校規則学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、担当課から説明をお願いいたします。

学校教育課参事

学校教育課参事 学校教育課谷村でございます。

議案第19号について、御審議をよろしくお願いいたします。

東近江市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、東近江市立学校管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。令和2年6月30日提出。東近江市立学校管理規則の一部を改正する規則、東近江市立学校管理規則（平成17年東近江市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する附則に次の1項を加える。

令和2年度における休業日の特例

4 令和2年度における第3条第1項の適用については、同項第4号中、7月21日から8月26日までとあるのは、8月1日から8月17日までと同項第5号中、12月25日から1月6日までとあるのは、12月26日から1月3日までとする。

附則 この規則は公布の日から施行する。

次の2枚目の裏と3枚目に一部抜粋ですが、東近江市立学校管理規則を載せさせていただきました。改正する規則の中にありました第3条の学校の休業日の（4）と（5）についてです。

提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休業に伴い、不足が生じた授業時間数を確保するため、学校管理規則の一部を改正する必要があり、この議案を提出するものです。なお、臨時休業に伴い不足した日数は、4月が15日、5月が18日、合わせて33日間です。長期休業を削減した日数は、夏季休業につきましては、14日間、冬季休業につきましては4日間を削減いたしました。あわせて、18日間となります。

先ほどもありましたように行事の見直しですとか、カリキュラムの精選をして、この不足した分33日、そして、長期休業を削減した日数が18日、後15日間、日数的には足りないわけですが、その分を行事の見直し等カリキュラムも精選等で補っていきたいと考えております。以上でございます。

教育長

はい、ありがとうございます。これは学校再開の際にもお話をさせていただいた休業日の削減でございます。後追いになっての規則改正となっておりますが、御質問等ございましたら、お願いします。

綾教育長職務 代理者	議案には問題はないのですが、例えば、大規模改修中の蒲生西小学校、聖徳中学校に関しては、規則の3条の2項、校長は前項の規定に関わらずということで対応をするという解釈でよろしいのでしょうか。
管理監（学校 教育担当）	休業日については変わりません。夏休みは聖徳中学校も、蒲生西小学校も同じです。ただ、そこを子どもが通わないことになります。その分、聖徳中学校については、土曜日に授業を行って、そこに休みの時に先生方も振替えをしてもらうということになっています。
教育長	よろしいでしょうか。それでは、議案第19号 東近江市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、御承認いただきますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは議案第19号、東近江市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり承認といたします。 続きまして、議案第20号、東近江市教育委員会表彰規定の廃止についてと関連しますので、議案第21号東近江市教育委員会表彰規則の制定について、担当課から説明をお願いいたします。
教育総務課長	教育総務課中西です。それでは、教育総務課から議案の説明をいたします。 議案第20号東近江市教育委員会表彰規定の廃止についてと、議案第21号東近江市教育委員会表彰規則の制定については関連しますので、一括して説明をいたします。 令和2年4月1日付けの組織改編に伴い、教育委員会所掌事務の一部、スポーツに関すること、文化財の保護に関すること、博物館、公民館及び生涯学習センターの設置管理及び廃止に関することを市長部局へ移管したことにより、教育委員会表彰規程を改正する必要が生じたことから、お手元に配付しました新旧対照表のとおり改正をすることとしました。 主な改正内容について順に説明をいたします。新旧対照表を御覧ください。 新旧対照表の赤字の部分は主に改正する部分となりますが、今回は、表彰の内容に改正がある部分を説明いたします。 まず最初に、第2条の被表彰者の範囲のうち、第1号、市民を主な構成員とする社会教育「社会体育を含む」としていたものを、「社会体育を除く」と改めます。 また、第2号の「市内各学校の幼児児童生徒及び学生」とあるものを、「市内各学校の幼児児童及び生徒」と改めます。 次に、第3条の表彰は、「模範賞、功労賞、文化賞及びスポーツ賞とする」とありますのを表彰は「功労賞、文化賞及びスポーツ賞」とし、模範賞を削ります。よって、次の第4条の模範賞の条文を全て削ります。 次に、第6条の文化賞の第1号、文部科学大臣奨励賞を受賞した者及び団体を削ります。 また、第3号の全国規模のコンクール発表会で「入賞した」とありますのを「3位以上の成績を収めた」に改めます。 次に、第7条のスポーツ賞の第1号、日本代表選手として国際大会に出場した団体及び個人を削ります。

教育総務課長	<p>第7条の第2項2号国民体育大会等の全国大会で「入賞した」とあるのは、「3位以上の成績を収めた」に改めます。</p> <p>また、第3号の近畿規模の大会で、「準優勝以上の成績を収めた」とありますのは、「優勝した」と改めます。第5号滋賀県身体障害者スポーツ大会で3年連続優勝した団体及び個人を削ります。</p> <p>最後に、第11条第2項と第3項は教育委員会定例会で被表彰者の選定を行っておりますので、この条文は削ります。主な改正内容は以上ですが、一部補足をいたします。</p> <p>今回の改正で削った第2条の社会体育と学生についての部分と、模範賞と文化賞及びスポーツ賞の第1号については、東近江市表彰規則の第4条、社会功労表彰の第4号にあります教育・文化・体育の振興に寄与し、この功績に顕著なものに含まれるよう、東近江市表彰規則の内規を改められることとなっております。</p> <p>ここまでが今回の改正になるのですが、これまでは東近江市教育委員会表彰規程としておりましたが、本来、規程といいますのは、上級官庁が下級官庁又は職員に対して事務の方針や権限の更新などの基本に関する命令をするものであり、表彰のように、広く市民等に周知すべきものについては、この規程という訓令は、形式的にはふさわしくないとのことですので、今回の表彰内容の改正に当たりまして、これまでの表彰規定は廃止し、今回、改めました内容を新たに東近江市教育委員会表彰規則として制定をしたいと考えております。</p> <p>以上が議案第20号東近江市教育委員会表彰規程の廃止についてと議案第21号東近江市教育委員会表彰規則の制定についての説明となります。御審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございました。ただいまの議案第20号、第21号につきましての、御意見、御質問等ございましたらお出しいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。</p>
篠原委員	<p>この案としていただいた新旧対象表の改正後の内容を規則として作るということですが、左側の改正後となっているのと、規則が少し内容のところ、第8条とか第9条とかの文面が違うのですが。</p>
教育総務課長	<p>申し訳ありません。この新旧対照表は、今回の説明用に付けさせていただいているもので、規程の改正用の新旧対照表になっています。この改正後のものを規則として新しく今回制定させていただくことになっておりますので、規則としたことによって、一部表現が変わっているところがあります。あくまでもこれは被表彰者の範囲や表彰の種類の内容について改めた箇所がわかりやすいように参考として新旧対照表を付けさせていただきました。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。それでは、議案第20号、第21号につきましては、御承認いただけるということでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>議案第20号東近江市教育委員会表彰規定の廃止について及び議案第21号東近江市教</p>

教育長

育委員会表彰規則の制定については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第22号、東近江市社会教育委員の委嘱について、担当から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

生涯学習課の小杉です。議案第22号、東近江市社会教育委員の委嘱について御説明いたします。

社会教育委員は、社会教育法第15条第2項及び東近江市社会教育委員条例第2条の規定に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験のある者の内から東近江市教育委員会が委嘱するということになっております。

今回、御提案いたします方につきましては、学校教育関係者として、玉緒小学校の校長の西野篤さん、社会教育関係者として、PTA連絡協議会会長、難波忠明さん、社会教育関係者として、子ども会連合会会長、新宅孝美さん、社会教育関係者として青年団団長藤澤宏隆さんです。現在の社会教育委員の任期は令和3年6月30日までですが、各団体の代表者の変更に伴い、15人の内、今回新たに4人の社会教育委員を委嘱するというものです。御審議をよろしくお願いいたします。

教育長

今回の、4月年度替わりで役員が替わったということに伴うものだというごさいます。御質問等ありましたらお出しいただきたいと思ひます。

各委員

(異議なし)

教育長

よろしいでしょうか。それでは、議案第22号、社会教育委員に職員については原案どおり承認いたします。

続きまして協議事項に移らせていただきます。

令和4年度成年年齢引き下げに伴う成人式の対象年齢について、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

では、令和4年度成年年齢引き下げに伴う成人式の対象年齢について御説明いたします。

平成30年6月13日に成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられるということになりました。

裏面を御覧ください。

民法の改正に伴う変更内容について、上段に書いておりますが、18歳に変更されることといたしまして、部屋を借りる、ローン、クレジットカードなどの契約ができるようになります。男女とも結婚年齢が18歳となります。10年有効のパスポートを取得、司法書士、医師免許等国家資格の取得、性別の取り扱い変更審判を受けられるというのが18歳に変更されることとなります。

引き続きまして、20歳に維持されたことといたしまして、飲酒、喫煙、公営ギャンブルの投票券を買う、養子を迎える、大型中型自動車免許の取得といったことが20歳に据え置かれたものです。

20歳に維持されたことにつきましては、18歳では、精神的、身体的に未熟であること

生涯学習課長

や依存症が心配されること、社会的経験が不十分であると考えられることに関しては、引き続き20歳ということで、変わらないような状況になっています。

また、成年年齢の引き下げに伴って、成人式を何歳で開催するか、対象とする方につきまして、18歳の場合のメリットとしまして、引き下げられた成年年齢である18歳と一致するという点でふさわしい、成年になったということが自覚できるといったメリットがありますが、一方、現在18歳というのは、1月の時期ですと受験や就職の時期と重なり負担が増え、参加者が減るといったことにも繋がると考えられます。また、大学受験や進学準備と重なることで、家庭の経済的負担が大きくなる。また、令和4年度は18歳から20歳までを同時に開催するという点になり、会場や実施方法などが課題となってくるかと思えます。

20歳になった場合の今までと一緒という形ですが、そのメリットとしましては、大学生や社会人としての経験を積むことで、社会の規範をより深く理解して深い自覚を持つことができる。参加者本人だけでなく家族も含めて落ちついた環境で成人を祝うことができる。一度、その地域を離れた人が同窓生と交流することで、Uターン就職など地域の活性化に繋がる。

また、デメリットとしまして、成年年齢が18歳になることと合致しない。18歳でも民法上の成年に達したことを自覚させるための教育的な行事が必要である、また、成人式における成人と民法上の成年とは一致しないということがデメリットになると考えられますが、東近江市としては、令和4年度からの成年年齢につきましては、20歳を対象年齢とすると考えていきたいと思っております。

滋賀県内の各市町の見解についてですが、令和元年12月19日に開かれました第2回滋賀県社会教育ネットワーク会議におきまして、状況調査及び独自の聞き取り調査を行った結果、全市町が20歳での開催を検討するという点です。

また、公表の時期については、県内で足並みを揃えた方が良さだろうということで意見が一致しているところです。

この件につきまして、国の見解としましては、成人式については、その実施の具体的な方法が法律で定められているわけではなく、地方自治体の裁量によるものとされ、統一された見解というものはありません。このようなことから、本市としては、令和4年度からの成人式は引き続き20歳を対象とすることで考えているところです。なお、市民への公表の時期につきましては、今後、滋賀県内の各市町と調整しながら、公表していく予定をしているところです。以上、説明といたします。御協議のほど、よろしく申し上げます。

教育長

はい、ありがとうございます。ただいまの令和4年度以降の成人式の年齢についての、考え方について、御意見等ございましたらお出しいただきたいです。よろしいでしょうか。

沖田委員

今更このような議論はどうかと思いますけれど、18歳に引下げたということですが、少年法の規定はどうなっているのでしょうか。児童福祉法における法規制も確か20歳までの部分があったかと思えます。だから、18歳で成人っていう観念というのは色々矛盾が起ってくるように思います。お酒を飲めることが成人の条件とは言えないのですが、お酒を飲むことについてはアメリカでは21歳になっています。20歳では飲めない。18歳というのは一つのラインを引いていますが、選挙権なんかは18歳となっています。離婚による養

沖田委員

育費の支払い義務があるのも20歳までだったと思います。

その成人式の法的規定はないです。国民の祝日に関する法律の変更でなりました。そういう意味では、私は従来どおり20歳の方が非常に整合性があるのではないかと思います。何を成人とするかっていうことは、やはり社会的な通念でその法的規制や責任性を合わせたときに、やっぱり20歳が1番妥当じゃないかと思います。

教育長

はい、ありがとうございます。他に、御意見ございますか。よろしいでしょうか。

では、本市の考え方としましては20歳ということで進めさせていただき、公表については、県内の動向に応じて進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、4の報告事項に移らせていただきます。

6月17日に行われました福祉教育こども常任委員会の報告について、まず、新型コロナ第2段の一般会計補正予算に関する事項について、担当から報告をお願いいたします。

教育部次長

皆さんお疲れさまです。教育部次長の沢田です。資料につきましては新型コロナ対策第2弾です。見開きの資料を御覧ください。これに基づき説明をします。

当該資料につきましては、先日、6月25日に議会の議決をいただきました補正予算の特に新型コロナ対策を特筆させていただいた概要です。

一般会計の補正予算の総額が15億4,710万円です。内容につきましては、1番の市民生活への支援から5番の医療防災行政等、コロナ対策強化までの5点まで編成されております。

本日、御説明させていただきますのは、この内の2番の保育教育への支援でもう少し詳細を掲載しております。

1番で幼児施設、小・中学校の給食費の無料化、市単独事業で1億4,256万円を計上しております。これにつきましては、子育て家庭の食費負担が大きくなっていることから、6月から8月まで（夏休みを含む。）3箇月間、給食費を無料にするという施策です。対象につきましては保育園、幼稚園、認定こども園に通う3歳以上児及び公立小・中学校生です。

4番目に、小・中学校の感染対策ということで、これは国の補助事業です。学校保健特別対策事業費補助金という制度が設けられました。具体的には非接触型の体温計とかアルコール消毒液等を購入する費用を見込んでおります。金額については325万円です。

8番目、GIGAスクール構想の推進です。総額で6億1,648万円ということで今回の補正予算の大きな目玉になっています。御承知のとおりGIGAスクール構想につきましては、特に、今回新型コロナウイルスが拡大したことによりまして、長期休校に備えたオンラインによる家庭学習を対応するため、そのために国の方がGIGAスクール構想を加速化させるという施策を出されております。そのため、市内の公立小中学校、小学生が6,464人。中学生が3,129人のタブレットを整備するという事業でございます。ちなみにこのタブレットのほかに、例えば、マイクロソフトのソフトでありますとか、初期設定費用、それを含んだ事業費用6億円余りを見込んでおります。

それから、最後に9番目児童生徒の心のケア問題行動等への対応ということで、448万円、具体的には学校問題対策支援員を2人増員するというもので、その費用を見込んでおります。以上、教育委員会部局につきましては、御説明させていただいた補正予算を計上をいたしております。

## 教育長

続きまして、こども未来部についても補正予算について説明をお願いします。

## こども政策課長

こども政策課の澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

新型コロナ第2弾におけるこども政策課が所管している支援対策について御説明します。資料を御覧ください。

1番の「市民生活の支援」です。②番市独自施策の「ひとり親施策等家計応援給付金」1,800万円と③番、国施策の「ひとり親世帯等臨時特別給付金」1億2,294万円です。

これは18歳未満の児童を監護しているひとり親世帯で児童扶養手当受給者や収入が減少し、児童扶養手当の支給対象未満の収入になった家庭の支援として給付金を給付するものです。内容につきましては、②番の「ひとり親世帯等家計応援給付金」は対象家庭の児童1人あたり三方よし商品券1万円を支給します。

③番のひとり親世帯等臨時特別給付金は児童扶養手当等受給者等に基本給付として5万円及び第2子以降につきましては、1人につき3万円の加算金を、また、追加給付として収入が減少した児童扶養手当等受給世帯等につきましては5万円の追加の支給をするものがございます。

続きまして、2番の「保育教育への支援」の⑥番、学童保育所運営支援として4,224万円ですが、学童保育所の利用自粛により利用料を減免した各運営主体の収入減少に対しまして、各運営主体の運営の安定化のため、利用料減免分を補填する財政支援3,484万円を行うものがございます。加えて、新型コロナウイルス対応のため、各学童保育所には臨時的緊急的な対応策や、感染症対策など通常時とは特別対応をしていただいたことに対しまして市独自施策として1クラブ当たり20万円の運営支援、計740万円を行うものです。

続きまして、⑦番、市独自施策、「幼保施設、学童保育所感染対策」で100万円の施策ですが、その内の19万円分を市内の学童保育所の新型コロナウイルス感染予防対策のために、各クラブに1台、自動ソープディスペンサー合計37台を設置するものです。これにつきましては、「週末ヒロインももいろクローバーZ」様からいただいた寄附金100万円を活用するものです。こども政策課の説明としては以上でございます。

## 幼児課長

皆様お疲れさまです、幼児課の河村です。

引き続き、新型コロナ対策第2弾の資料を元に、幼児課に関する部分を説明します。

大きな2番、保育教育の支援への支援の①幼児施設、小中学校の給食費無料化と②番の民間保育所等給食費無料化ですが、先ほど教育委員会の沢田次長から説明がありましたが、市の独自施策として、子育て家庭の経済的負担の軽減のため、6月から8月の3箇月分の給食費を無料とするものです。

続きまして、③番ですが、認定こども園、幼稚園等感染対策ですが、公立認定こども園等19園に空気清浄機や非接触型体温計、消毒液などを購入するための費用となります。

⑤番ですが、民間保育所等感染対策支援として、消毒液や保健衛生用品の購入を支援するほか、市独自施策として、これまで民間幼児施設においては、感染防止をしながらの保育とそれに伴う事務などの増加に対し、民間幼児施設に運営支援を行うものです。認定こども園、保育園に20万円、小規模園に10万円となります。

その下の⑦番ですが、先ほど、こども政策課の澤課長から説明がありましたが、週末ヒロインももいろクローバーZ様からいただいた寄附金を活用し、自動ソープディスペンサーを

幼児課長	市内の民間園、認可外保育園を含む幼児施設に配布をするものです。説明は以上です。
教育長	以上で、今回の補正予算についての教育関連の説明は終わりました。質問、御意見等ございましたらお出しいただきたいと思います。
綾教育長職務 代理者	他の市町から比べると対応が遅いという批判も幾つか聞いたことがあるんですけど、これだけのことをしていただけるということをもっともっと、市民の方に知っていただくということが大事だと思いますので、また、宣伝をしていただければと思います。 その中で、給食費の支援ですけれど、6月から8月分ということは、8月は通常に給食が行われるということによろしいのでしょうか。
学校給食セン ター所長	給食センター河合です。先ほど、夏季休業の短縮ということで、8月については、19日から8月末日まで計9回、給食を提供します。通常ですと日割りで給食費をいただくことになるのですが、この8月分については、いただかないということにしております。
青地委員	こども政策課の事業についてお尋ねをします。市民生活への支援、①の支援の中の、②と③ひとり親世帯の部分についてですが、家計応援給付金ということで、特別給付金とありますが、これはいわゆる家庭から手をあげた方に対しての出されるものなのでしょうか。ひとり親家庭であれば全てに対して支給されるものなのかお聞かせいただけますでしょうか。
こども政策課 長	この給付金自体は一定の所得制限がありまして、低所得のひとり親世帯の負担がかなり増大しているところで給付していく施策です。よって、主な対象になるのが現在、児童扶養手当を受給されている方が対象になります。そのほかにも遺族年金等を受けておられる方の中で、児童扶養手当の併給調整の関係がもらえていない方もおられます。 そのような方につきましては、2年前の所得状況を見させていただきまして、それが児童扶養手当並みの所得制限以下になっている場合には支給される制度もありますし、また、直近の部分で新型コロナウイルスの関係で12箇月にならしまして、これも児童扶養手当並みの収入に落ち込んでいましたら支給対象とするものです。だから、一般的にひとり親から全員支給されるものではないということでございます。以上です。
青地委員	今の説明をお聞きしますと、以前の収入と比べながら判断してくださるということですが、こども政策課さんの方で判断されて、「あなたの御家庭にはこういう支給します」ということをそれぞれの御家庭に連絡をするということによって捉えてよろしいのでしょうか。
こども政策課 長	児童扶養手当の中でも基本給付と追加給付の二つ種類がございます。 基本給付の方につきましては、もう既に児童扶養手当をもらっておられるということから既に対象になります。当課から今月中には一旦通知を送ります。いらっしゃらないとは思いますが、受給を受けないことを申し出された方についてはもちろん支給はしないこととなります。 その通知を受けて何も申し出がなければ、基本給付の分は、自動的に8月中に振り込まれます。

こども政策課  
長

追加給付については、児童扶養手当受給者は8月が現況届の月になっていますので、その際に収入が落ち込んだ等の聞き取りをして、判断をさせていただきます。よって、児童扶養手当受給者のほとんどの方は該当になってくると思いますが、該当者に通知なり、説明させていただこうと思います。それ以外の方について、例えば、遺族年金をもらわれている方とか、新型コロナウイルスで急遽、所得が落ち込んで児童扶養手当受給者並みに所得が落ち込んだという方につきましては、こちらでつかめない部分もございますのでホームページ、市の広報等で周知させていただきまして、申請をしていただくことになってございます。以上でございます。

教育長

他、よろしいでしょうか。では、補正予算については、以上とさせていただきます。 、  
続いて、議会議決工事の進捗状況報告についてお願いいたします。

教育施設課長

教育施設課の西堀です。それでは、お手元の資料、議会議決工事等進捗状況報告書、令和2年5月末現在を御覧ください。資料は報告事項の裏面になります。

市立聖徳中学校大規模改修に伴う5月末の進捗率ですが、建築工事が17.78%、電気設備工事が7.98%機械設備工事が8.97%です。どの工事も休校を利用して、工事が進んでおります。5月におきましては、多目的室、パソコン教室、作業室等の仕上げに取り掛かり、外部につきましては屋上防水に取り掛かりました。

今後の予定といたしましては、作業室と多目的室、コンピュータ教室のクリーニング、外壁におきましては土日を利用して吹き付けを行っております。

続きまして、市立蒲生西小学校大規模改修工事に伴う5月末の進捗率ですが、建築工事が39.80%、電気設備工事が26.0%、機械設備工事が9.2%です。

5月におきましては、外壁の塗装内部天井ボードの張りかえ、普通教室棟の廊下床塩ビシート of 張りかえを行いました。今後の予定といたしましては、引き続き外壁の塗装及び屋上防水の施工を行い、各教室の配線機器の取り付けを実施します。以上報告とさせていただきます。

教育長

はい、ありがとうございます。御質問ありましたらお出しいただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。

各委員

(質問等なし)

教育長

それでは、続きまして、「5 その他」に移らせていただきます。各課からの報告をお願いいたします。

(各担当課から説明)

各課からの報告

(教育研究所から説明)

(生涯学習課から説明)

(図書館から説明)

(幼児課からの説明)

(学校教育課からの説明)

教育長	はい、ありがとうございます。各課から報告につきまして、御意見等ございましたら、お出しいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。
各委員	(質問、意見なし)
教育長	はい。以上で全ての案件が終了いたしました。全体を通じて何かございましたらお出しいただきますでしょうか。
青地委員	お尋ねなんですが、先ほど、研究所からは夏期の研修講座の御案内をいただいたので、短い期間ですが、集中して研修をされることは承知いたしました。そこで、毎年行われていたいわゆる教職員の管理職研修会は今年中止なのでしょうか。
管理監 (学校教育担当)	今年度は中止です。
教育長	はい、ありがとうございます。他に、よろしいでしょうか。 次回の第7回の定例会ですが、レジメにございますように、7月28日(火)、午後1時15分からこちらの会議室でとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。 また、8回の定例会は、8月25日(火)、午後1時15分からですのでよろしくお願いをいたします。 第6回の臨時会ということで教科書採択を行います。8月25日の朝から8時30分からこの日は両会議とも東庁舎の会議室となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。 それでは以上をもちまして、令和2年第6回教育委員会定例会を終了させていただきます。お疲れ様でした。
会議終了	午後2時55分

会議録署名委員

---

会議録署名委員

---

教 育 長

---